

消費者トラブルに 巻き込まれないためには

① 電話勧誘や訪問者には、まず名前と目的を聞きましょう。



② 中途半端な態度が一番危険です。必要のないときは、きっぱり断りましょう。



③ 世の中にそうとうまい話はありません。「今がお得」「キャンペーン中」などのうたい文句で、契約を急がせるときは要注意です。契約する前に家族などと相談し、よく検討しましょう。



④ 契約時の署名や押印は慎重に。



⑤ 契約後でも、おかしいなと思ったら、迷わず市消費生活センターにご相談ください。

【消費生活センターからお願い】
一人住まいのお年寄りが、悪質業者に狙われるケースが増えています。地域などで声を掛け合うなどのご協力をお願いします。



消費生活について学びませんか

市消費生活センターでは、市民の皆さんが賢明な消費者として行動し、安全で豊かな生活をおくることのできるよう消費生活に関する講座を開いています。また、市民の皆さんが日常生活の問題などについて学習する「生活学校」の活動を支援しています。

出前講座

市消費生活センターの職員や相談員が出向いて、講座形式でお話しします。

消費者大学講座

消費生活に関する専門家を講師に招き、法律や暮らしの工夫などをテーマに開催します。(年6回)

内容 悪質商法、訪問販売などの消費者相談の事例
クレジットの基礎知識と多重債務問題
高齢者を狙う悪質商法など

対象 学校、PTA、職場、老人会、婦人会などのグループ
人数に制限はありません。

時間 1〜2時間程度

謝礼金、交通費は不要です。ただし会場の用意(有料の場合は費用負担も)をお願いします。



定員 約百人

募集時期 毎年3月ごろ(年度末)
本紙などで募集します。

お尋ね
市消費生活センター

(☎) 2591

ご存じですか? クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、十分な情報や冷静に考える時間もないままに交わした契約を、頭を冷やして(クーリング)、契約から離れる(オフ)機会を与える制度です。訪問販売や電話勧誘などの場合は、契約した日(法定書面を受け取った日)を含め8日以内なら、無条件で解約することができます。

解除の理由を書く必要はありません。

契約解除通知
平成 年 月 日に 氏名 住所 氏名
の契約をしましたが、この契約を解除します。
平成 年 月 日

商品やサービスによっては、クーリング・オフできないものや一部を使用すると使用分はクーリング・オフできなくなる商品もありますので、詳しくは、市消費生活センターにお尋ねください。

市内で現在活動している生活学校9校の中から、「はなみづき」運営委員長の森田久枝さんにお話を聞きました。



森田久枝さん
(楠木町在住)

環境問題への取り組み

生活学校9校で組織する連絡協議会内の環境部会では、最近河川の汚染やごみなどの環境問題について市民アンケートを実施しました。約四百七十人から回答があり、いろいろな意見も寄せられました。この結果は、今後の活動に役立てたいと思います。

先日は、大型店舗や市環境部を交えた対話集会を開催して、レジ袋などについての意見交換をしました。

マイバッグでごみ減量を

生活学校で現在取り組んでいるマイバッグ運動は、買い物の際、手提げ袋を持参して店舗のレジ袋を断り、ごみの減量化を目指すものです。



森田さんが利用している店舗で、貸し出されている買い物かご



米袋を利用して作った手提げ袋

10月22日〜23日にハウステンボスで開催される環境フェスタ(本紙12ページ参照)で、活動内容のピアーアルなどを予定しています。市内には、この運動に積極的に取り組む店舗もあり、多くの皆さんに参加してほしいと思います。

一人ひとりの意識が大事

わたしも、生活学校で活動するまでは、環境についてそれほど関心はありませんでした。しかし、二段階ごみ有料化が実施され、これまで環境について関心が高かった人の中にも、ごみ減量について考える人が増えたと思います。やはり、一人ひとりの意識が大事だと思います。これからは生活学校の活動を続け、ごみ減量などの環境問題に取り組みたいと思います。